

令和7年3月卒対象 富山県奨学金返還助成制度 助成対象者募集要項

富山県では、県内の中小・中堅企業（以下「登録企業」という）に理工系学部生、理工系大学院生及び薬学部生（以下「助成対象者」という）が就職した場合には、富山県と登録企業とで出捐した基金により、助成対象者の奨学金返還を助成します。

つきましては、助成対象となる大学生等を募集します。

※本助成制度の利用にあたっては、あらかじめ本制度に応募する必要があります。

1 応募要件

次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 令和7年3月に在学大学等を卒業若しくは修了予定の理工系学部生、理工系大学院生又は6年制課程の薬学共用試験に合格した薬学部生
- (2) 日本学生支援機構の無利子（第一種）奨学金、有利子（第二種）奨学金又は富山県奨学資金を借り入れ、返還予定の者
- (3) 在学大学等を卒業若しくは修了後、登録企業に就職を希望する者
- (4) 個人情報（氏名、年齢、在籍大学、学部・研究科、学年、連絡先等）を登録企業へ提供することを承諾する者

※助成対象者が次のいずれかに該当するときは、本助成金の交付対象外とします。

- (1) 助成対象者が、就職する登録企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の跡継ぎを目的として就職する場合など、助成対象者にとって同企業への就職の必然性が相当程度高いと認められる場合
- (2) 助成対象者が、助成対象者決定の時点において、就職する登録企業からの内定及びそれに準ずる連絡を既に受けていた場合

※助成対象者は、富山県出身者に限りません。

2 助成の内容

次のとおり、区分に応じて助成対象経費（助成対象奨学金）を助成します。

1 区分	2 助成対象経費 (助成対象奨学金)	3 助成金の額及び上限額	
		就業 2～10 年度目	就業 11 年度目
理工系学部生	奨学金総額のうち、 2年間にわたり貸与を 受けた奨学金総額	前年度に返還した奨学 金の額（利息分を除く） に相当する額。 ただし、助成額の上限 は対象経費を10で除し た額とする。	奨学金残額（対象経費 から各年度の既交付 額の累計を控除した 額）
理工系大学院生	大学院在学時に 貸与を受けた奨学金総額 （2年分）		
6年制薬学部生	第5学年及び第6学年在 学時に貸与を受けた奨学 金総額（2年分） 第1学年から第6学年在 学時に貸与を受けた奨学 金総額（6年分）		

3 応募方法

次の申込みフォームからお申込みください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=130303&shinseiEdaban=03>

申込みには、次の書類の添付が必要になります。

- (1) 奨学金貸与証明書の写し（又はこれに準じた書類）
- (2) 在学証明書（在学中の大学等の名称、学部、学科、専攻、学年が分かるもの）

4 募集期限

令和6年5月17日（金）まで

5 助成対象者の認定

県は、提出された書類を審査し、その結果を文書で通知します。

6 助成対象者の認定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- (1) 留年、休学又は停学になった場合
- (2) 大学等を退学した場合
- (3) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退したとき
- (4) 令和7年4月末までに登録企業に就職しなかったとき
- (5) 助成対象者を辞退する旨の申し出があったとき
- (6) 虚偽の申請、その他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかになったとき
- (7) その他、助成対象者としてふさわしくないと県が認めたとき

7 認定を受けた後の手続きについて

<卒業若しくは修了年度>

登録企業より内定を受けた場合、県までご連絡ください。

<登録企業に就業初年度>

支給対象の認定の申請のため、別に定める期間内に以下の書類を提出してください。

- (1) 支給申請書（様式第5号）
- (2) 卒業証明書
- (3) 在職証明書（様式第6号）
- (4) 奨学金の返還残高証明書又はこれに準じた書類

<登録企業に就業2～11年度目>

助成金の交付申請のため、毎年度4月末までに以下の書類を提出してください。

- (1) 交付申請兼実績報告書（様式第7号）
- (2) 前年度末現在の奨学金の返還残高証明書又はこれに準じた書類

※認定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに届書（様式第9号）により、変更事項を記載のうえ提出してください。

8 その他

- ・本制度と趣旨や対象を同じくする市町村等の助成金と重複して応募することはできません。
- ・応募後に、登録企業に就職した場合にのみ奨学金返還助成を受けることができます。
- ・本制度への応募により必ず登録企業に就業しなければならないものではありません。

9 応募先・問い合わせ先

富山県商工労働部労働政策課雇用推進班
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL : 076-444-4558 FAX : 076-444-4405